法規的告示

○農林水産省告示第三十九号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
（略）			（略）		
別表			別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
S－（４－クロロベンジル）－*N*，*N*－ジエチルチオカーバメート（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	0.01mg／kg体重／日	1mg／kg体重	（新設）	（新設）	（新設）
3，4－ジクロロ－2’－シアノ－1，2－チアゾール－5－カルボキサニリド（別名イソチアニル）	0.026mg／kg体重／日	—	（新設）	（新設）	（新設）
1－[(1*RS*)－1，2－ジメチルプロピル]－*N*－エチル－5－メチル－*N*－ピリダジン－4－イル－1*H*－ピラゾール－4－カルボキサミド（別名ジンプロピリダズ）	0.21mg／kg体重／日	1.2mg／kg体重	（新設）	（新設）	（新設）
（略）			（略）		

その他告示

○総務省告示第五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。